



平成27年5月11日

各 位

会 社 名： 日新電機株式会社  
代 表 者 名： 代表取締役社長  
小 畑 英 明  
(コード番号 6641、東証第1部)  
問い合わせ先：法務室長 尾崎 和宏  
(TEL : 075-864-8848)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を当社の第157期定時株主総会（平成27年6月23日開催予定）に決議事項（第2号議案）として付議することを承認可決（決議）しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

責任限定契約を締結できる役員が社外取締役・社外監査役に限定されていましたが、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）に基づき、定款の定めにより取締役（業務執行取締役等であるものを除く）・全監査役と責任限定契約を締結できるよう対象が広がったことに伴い、今後将来の最適なコーポレートガバナンス体制の構築を目指した整備に向け、採用・導入可能な方策の選択肢を広げておき、機動的かつ柔軟な対応を可能としておくため、当社定款の第27条（社外取締役との責任限定契約）と第33条（社外監査役との責任限定契約）を変更するものであります。

なお、定款第27条（社外取締役との責任限定契約）の変更につきましては、事前に当社の監査役全員（5名）の各同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第26条 (条文省略)</p> <p>第27条 (<u>社外取締役</u>との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項に基づき、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第32条 (条文省略)</p> <p>第33条 (<u>社外監査役</u>との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (<u>取締役</u>との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項に基づき、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (<u>監査役</u>との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項に基づき、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。</p>

### 3. 日 程

前記の定款一部変更につき付議する当社の定時株主総会の開催日並びに当該定款一部変更の効力が発生する日は、いずれも平成27年6月23日（火曜日）の予定であります。

以 上